

八幡町親交会地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		八幡町親交会地区 まちづくり計画	
まちづくり計画の対象となる区域		金沢市東山1丁目、2丁目の各一部	
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約1.6ha	
まちづくりの目標		<p>本地区は、慶長4年（1599年）初代藩主前田利家の死去と二代藩主前田利長の金沢入城に伴い、卯辰八幡宮が造営されたことを契機とし、まちが形成されたことにちなむ歴史ある地区であり、閑静な住環境が形成されている。</p> <p>この歴史ある街並みを大切にするとともに、子供からお年寄りまで安心・安全に暮らすことができる住環境を守ることを、まちづくりの目標とする。</p>	
まちづくりの方針		<p>まちづくりの目標の実現にむけて、以下をまちづくりの方針とする。</p> <p>(1) 日常生活を大切にする落ち着いたまちづくり (2) 安心して歩けるまちづくり (3) 歴史的な趣きのあるまちづくり</p>	
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の区分	名称	住居地区
		面積	商業地区
		約1.5ha	約0.1ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、(13)については、令和元年6月6日（協定締結日）に建築物が存する敷地において、協定締結日以後に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第7項各号（無店舗型風俗特殊営業）、第8項（映像送信型風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供する建築物</p> <p>—</p> <p>(2) 畜舎、自動車修理工場又は倉庫業を営む倉庫 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第2号に掲げる工場 (7) 建築基準法（別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (8) 建築基準法別表第2（へ）項第3号に掲げるもの (9) 建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの (10) 建築基準法別表第2（り）項第3号に掲げるもの</p>	

	住居地区	商業地区
	—	<p>(11) 自動車車庫で床面積の合計が300㎡を超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの。ただし、建築物に附属する自動車車庫にあつては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5の5第1号又は第3号に掲げるもの</p> <p>(12) 風営法第2条第1項各号（風俗営業）、第6項第3号及び第5号（店舗型風俗特殊営業）並びに第9項（店舗型電話異性紹介営業）に掲げる営業の用に供する建築物</p> <p>(13) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項（旅館・ホテル営業）及び第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供するもの</p>
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>（建築物等） 金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区保存計画による。</p>	
土地利用等の制限	<p>(1) 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者を含む。）は、事前に八幡町親交会町会（以下「町会」という。）と協議しなければならない。</p> <p>(2) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの（コインパーキング等）を設置しない。</p>	
その他	<p>(1) 建築物を住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。また、商業地区において住宅宿泊事業を実施する場合、実施する期間は金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成30年条例第6号）第3条第2項各号に掲げる期間内とするよう努める。</p> <p>(2) 悪臭及び騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。</p> <p>(3) 夜間に管理人が常駐しない施設にあつては、夜間の連絡先を町会へ通知する。</p> <p>(4) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。</p> <p>(5) 店舗及び飲食店では、夜間（午後10時から午前6時まで）における営業を行わないよう努める。</p> <p>(6) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努める。</p> <p>(7) 路上での喫煙並びにたばこ及びゴミのぼい捨て、長時間に渡る路上駐車をしないよう努める。</p> <p>(8) 冬期間の道路除雪は、住民や事業者が相互に協力し、地域が主体となって取り組む。</p> <p>(9) 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。</p>	

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、令和元年6月6日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例」、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物に関する条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。